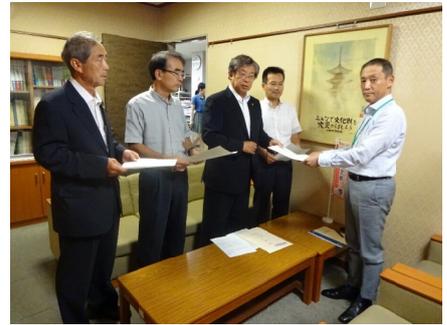


こんな制度が活用できます

8月9日からの台風11号と8月16日の豪雨により、市内で人的被害をはじめ、建物被害、農林被害等が発生しました。犠牲者、被災者のみなさんに、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

日本共産党京都市議員団は、ただちに現地調査を行ない、被災者のみなさんの声をお聞きし、京都市に緊急に申し入れて、被災者の生活支援、住宅や営業の再建などを要望しました。

9月市会議決の補正予算に盛り込まれた主な支援策と、活用できる制度を紹介します。その際に必要となる、り災証明は各区役所・支所で発行されます。



京都市に災害対策を申し入れる市議団

①住宅の再建への支援

(2014年9月補正予算に盛り込まれました)

<被災者住宅等再建支援補助>

市内の住宅に居住し、2014年8月豪雨により、床上浸水及び一部損壊以上の被害を受けた世帯に対し、被災住宅の再建経費等を補助するものです。本制度は、府市協調による独自補助制度として、恒久制度化されます。

- ・最大で450万円の補助、床上浸水等も補助対象。家主の承認を得た場合、借家人が行なった再建の経費も補助対象となります。
- ・京都府内市町村で被災者生活再建支援法の適用があった場合において、府市独自に補助を実施
- ・被災住宅の清掃やタンス等家財買替え等に要する費用に対する基礎支援金として5万円定額支給
- ・基礎支援金は借家人にも適用。基礎支援金は、2012年京都府南部地域豪雨および2013年台風18号による被災世帯にも適用（ただし補助限度額の範囲内。り災証明が必要。再発行あり）

補助要件

(1) 京都市に被災者生活再建支援法の適用があった場合

[下記区分「①被災者生活再建支援法適用地域」の補助を実施]

(2) 京都市に被災者生活再建支援法の適用がなく、京都府下の他市町村に適用があった場合

[下記区分「②被災者生活再建支援法適用外地域」の補助を実施]

※ 2014年8月豪雨では、京都市に法の適用はなかったが、福知山市にあったため、②に該当

<補助限度額>

区分	制度	全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水等
①被災者生活再建支援法 適用地域	(全国制度)	(300万円)	(250万円)	(-)	(-)
	府市独自制度	150万円	100万円	150万円	50万円
	合計	450万円	350万円	150万円	50万円
②被災者生活再建支援法 適用外地域	府市独自制度	300万円	250万円	150万円	50万円

日本共産党京都市議員団 TEL 075-222-3728

FAX 211-2130 E-mail info@cpgkyoto.jp <http://cpgkyoto.jp/>

②市民税や公共料金の減免・徴収猶予の制度があります

災害により住宅や財産が被害を受けた場合、各種の税や公共料金の減免・徴収猶予などの制度があります。詳細は、議員団か担当課などにお問い合わせ下さい（カッコ内は京都市などの問い合わせ先）

- 個人市民税の減免・徴収猶予（各区役所・支所の市民税課）
- 固定資産税・都市計画税の減免・徴収猶予（各区役所・支所の固定資産税課）
- 障害児支援施設の利用者負担額の減免（発達相談所）
- 生活福祉資金の貸し付け（各区または京都市社会福祉協議会）
- 国民健康保険料の減免・徴収猶予（各区役所・支所の福祉部保険年金課）
- 後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予（各区役所・支所の福祉部保険年金課）
- 学童クラブ事業等利用料金の一時減免（各児童館、学童保育所および放課後ほっと広場）
- 保育料の一時減免（各区役所・支所の福祉部支援課）
- 敬老乗車証の負担金の減免（各区役所・支所の福祉部福祉介護課）
- 介護保険料の免除（各区役所・支所の福祉部福祉介護課）
- 就学援助（就学先の市立小中学校で個別対応）
- 災害援護資金の貸付（各区役所・支所の福祉部福祉介護課）
- 災害復興住宅融資（住宅金融支援機構）

③農林業の再建への支援（2014年9月補正予算に盛り込まれました）

府の制度を活用し、京都市独自にも補助率の上乗せや助成制度の創設で、農林水産業者の負担を軽減。

<農地・農業用施設等災害復旧事業>

農地・農業用施設の測量調査等 [実施主体：京都市]

- ◆対象地域：左京区(久多)、右京区(京北)
- ◆実施内容：被災した農地・農業用施設復旧のための現況測量及び設計
- ◆負担割合：市10/10

農地災害復旧(田・畑) [実施主体：土地改良区等]

- ◆対象地域：左京区(花背)、西京区(大原野)など
- ◆実施内容：崩れ落ちた農地畦畔の法面(のりめん)復旧など
- ◆負担額：国(府経由)400万円、市700万円、地元700万円

農業用施設災害復旧(用水路、農業用道路等) [実施主体：土地改良区等]

- ◆対象地域：左京区(広河原)、右京区(京北)、西京区(大原野)など
- ◆実施内容：被災した用水路の堆積土砂撤去、被災した水門の補修など
- ◆負担額：国(府経由)2100万円、市1500万円、地元600万円
- ※ 国補助対象外事業については、本市独自で補助率をかさ上げし、地元負担を軽減
(市50%→65%、地元50%→35%)
- ※ 国庫補助対象事業については、災害状況に応じ、国にて補助率のかさ上げが行なわれる予定
(国65%→75%程度、市20%、地元15%→5%程度)

農林水産業者生産設備再建支援 [実施主体:事業者等]

- ◆実施内容：被災した農林家の機械等設備(トラクター、給水設備等)の再建を支援
- ◆負担額：市220万円(うち府110万円)、地元80万円
- ※市独自で補助率をかさ上げし、地元負担を軽減(市0%→30%、地元70%→40%)

農林水産業者共同利用施設災害復旧 [実施主体:事業者等]

- ◆実施内容：倒壊等の被害を受けた共同利用施設(パイプハウス、鳥獣侵入防止柵)の復旧に必要な資材費等に対するの支援
- ◆負担額：市70万円(うち府40万円)、地元40万円
- ※市独自で補助率をかさ上げし、地元負担を軽減
 - ・野菜生産施設：市0%→10%、地元50%→40%
 - ・鳥獣侵入防止施設：市0%→40%、地元80%→40%

農産物生産確保緊急対策 [実施主体:事業者等]

- ◆実施内容：農地の冠水等により被害を受けた農作物について、病害防除や種苗の播き直しなど、今後の生産確保につながる支援を実施
- ◆負担額：市210万円(うち府150万円)、地元130万円
- ※市独自措置として補助率をかさ上げし、地元負担を軽減
 - ・府補助対象事業：市0%→10%、地元50%→40%
 - ・府補助対象外事業：市0%→60%、地元100%→40%

<林業用施設災害復旧事業>★

測量調査等。(実施主体:京都市)

- ◆対象：右京区(京北)
- ◆実施内容：林道の復旧のための現況測量及び設計
- ◆負担割合：市10/10

林道災害復旧 [実施主体:京都市]

- ◆対象：右京区(京北)
- ◆実施内容：林道の法面の復旧等
- ◆負担額：市400万円(うち府250万円)



豪雨被害の右京区京北地域を調査する議員団

京都市管理施設災害復旧 [実施主体:京都市]

- ◆対象：合併記念の森、山村都市交流の森等
- ◆実施内容：崩れた土砂の撤去、陥没復旧、路肩復旧など
- ◆負担割合：市10/10

★印の2つの事業は、今回の補正予算に盛り込まれた対象は右京区京北ですが、それ以外の地域でも別途に対応される場合があります。詳細は、議員団が京都市にお問い合わせ下さい。

<民有林の山崩れ等による災害復旧事業>★

測量調査等 [実施主体:京都市]

- ◆対象：右京区(京北)
- ◆実施内容：山崩れ等により被災した民有林復旧のための現況測量及び設計
- ◆負担割合：市10/10

小規模治山〔実施主体：京都市〕

- ◆対象：右京区(京北)
- ◆実施内容：崩れた法面等の復旧(100万円以上800万円未満の民有林)
- ◆負担額：市1300万円(うち府650万円)、雑入(地元負担金)300万円

小規模治山(京都市単独)〔実施主体：所有者等〕

- ◆対象：右京区(京北)
 - ◆実施内容：崩れた法面等の復旧(100万円未満の民有林)
 - ◆負担額：市200万円、地元200万円
- ※市独自で補助率をかさ上げし、地元負担を軽減(市0%→50%、地元100%→50%)

④中小企業の再建への支援

中小企業の設備・備品の更新・修繕に補助金が出ます。これらは、京都市内の企業にも適用される府の制度です。詳しくは、「京都産業21」や京都商工会議所の中小企業応援隊まで。

○中小企業等設備再建支援事業

被災した中小企業者の設備整備に対して、補助率15%以内、下限10万円、上限100万円で支援。昨年18号台風でも被災していた場合は、補助率25%以内、上限150万円となる。

○中小企業等復旧応援事業

被災した中小企業者の機器等の修繕に対して、補助率1/2以内、上限10万円で支援。

○平成26年8月豪雨緊急特別融資対策事業

限度額、有担保2億円、無担保8000万円、最長10年、利率年1.2%の緊急融資を創設。

ご相談は日本共産党・議員にお気軽にどうぞ

市議員団室と各地域の
市議員団連絡先電話

- | | | | |
|---------------|----------|---------------|----------|
| ○日本共産党京都市議員団 | 222-3728 | ○日本共産党南地区委員会 | 371-9164 |
| ○日本共産党左京地区委員会 | 761-6341 | ○日本共産党北地区委員会 | 432-3261 |
| ○日本共産党東地区委員会 | 591-7851 | ○日本共産党中京地区委員会 | 801-2591 |
| ○日本共産党西地区委員会 | 311-4704 | ○日本共産党伏見地区委員会 | 611-9135 |

京都市と各区役所などの連絡先電話はこちら

- | | | | | | |
|--------------------|----------|----------------|----------|-------------|----------|
| ○京都市 保健福祉総務課 | 222-3366 | ○京都市 林業振興課 | 222-3346 | | |
| (被災者住宅等再建支援補助の担当課) | | ○京都市 中小企業振興課 | 222-3329 | | |
| ○京都市 農業振興整備課 | 222-3352 | ○公益財団法人 京都産業21 | 315-8848 | | |
| ○北区役所 | 432-1181 | ○山科区役所 | 592-3050 | ○西京区役所 洛西支所 | |
| ○上京区役所 | 441-0111 | ○下京区役所 | 371-7101 | | 332-8111 |
| ○左京区役所 | 702-1000 | ○南区役所 | 681-3111 | ○伏見区役所 | 611-1101 |
| ○中京区役所 | 812-0061 | ○右京区役所 | 861-1101 | 同深草支所 | 642-3101 |
| ○東山区役所 | 561-1191 | ○西京区役所 | 381-7121 | 同醍醐支所 | 571-0003 |